

## 不用なパソコンを宅配便で無料回収します

問 地域振興課 環境・衛生係  
☎ 932-1438 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線217)



須恵町と「小型家電リサイクル法」の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)は協定を締結し、家庭で不用になったパソコンを、宅配便により無料回収しています。利用方法は以下のとおりです。



- パソコンを含む1箱分の回収料金・リサイクル料金が無料です。
- パソコンは古くても、故障していても回収できます。
- パソコンと一緒に、プリンタなどの周辺機器も回収できます。
- 宅配業者の回収日は最短翌日で、希望日時を指定することができます。

問 リネットジャパンリサイクル(株)  
☎ 0570-085-800 (10時~17時)



リネットジャパンリサイクル(株)ホームページ

## ブロック塀などの撤去費を補助します

問 都市整備課 事業係  
☎ 932-1450 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線223)



通学路や災害時の避難路の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀などを撤去する際、補助要件を満たしていれば、最大16万円を補助します。補助を受けるには、事前の相談が必要です。

- ▶ **補助要件** 日本建築学会作成の診断カルテで診断した結果、総合評点が40点未満で危険と判断されるブロック塀などの全部または一部撤去にかかる経費
- ▶ **補助対象となるブロック塀など** 通学路のほか、災害時の安全や通行を確保する必要がある道路に面する、高さが1m以上のブロック塀など
- ▶ **対象者** ブロック塀などの所有者または管理者
- ▶ **補助額** 補助対象となる工事費(撤去に要する経費)の3分の2または16万円のどちらか低い額とします。

※倒壊の危険性がない場合や門柱、門扉、フェンス、ブロックなどの土留め部分、再建築にかかる工事経費は対象外です。  
※ブロック塀等撤去費補助事業は、令和9年3月まで行います。

## 大型家電などをご自宅から回収します

問 地域振興課 環境・衛生係  
☎ 932-1438 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線217)



須恵町と「小型家電リサイクル法」の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル(株)および家電4品目(テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン)に関するサービス提供を行なっているSGムービング(株)は、連携と協力に関する協定を締結し、大型家電の自宅回収を始めました。リビングやキッチンなど、家の中からの搬出にも対応しており、簡単な手続きで利用できる便利なサービスです。また、家電4品目以外の家電製品の回収にも対応していますので、ぜひご利用ください。利用方法は以下のとおりです。



- 回収は有料です。(回収の際、ドライバーに直接お支払いください。)
- 料金やサービスの詳細、申し込みはリネットジャパンリサイクル(株)が運営するWEBサイトから、または下記電話番号から依頼してください。

問 SGムービング(株)  
☎ 0570-056-006 (10時~17時)



WEBサイトはこちら

## 須恵町スポーツ公園 テニスコート改修工事が完了しました

問 社会教育課 スポーツ推進係  
☎ 934-0030 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線604)



1月下旬から開始していた須恵町スポーツ公園 テニスコートの改修工事が完了しました。この工事では、スポーツ振興くじ助成事業を活用し、老朽化していた人工芝を張り替えました。きれいになったテニスコートをぜひご利用ください。



スポーツくじ WINNER 1000 BIG  
私たちはスポーツ振興くじ助成を受けています。

## 令和6年 国民生活基礎調査実施のお知らせ

問 まちづくり課 まちづくり係  
☎ 932-1153 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線342)



厚生労働省が、6月6日を基準日として国民生活基礎調査を実施します。

この調査は、保健・医療・福祉・年金・所得など国民生活の基礎的な事項に関する調査であり、国および地方公共団体の行政施策立案に向けた重要な資料となります。

4月から5月にかけて、調査員が対象地域にお伺いしますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

▶ **対象地域**  
藤浦区・上須恵区の一部

ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

問 福岡県粕屋保健福祉事務所  
☎ 939-1529



## 役場からのインフォメーション

### TAX 固定資産の縦覧と閲覧ができます

問 税務課 賦課係  
☎ 932-1495 (ダイヤルイン)  
☎ 932-1151 (内線136・140)



令和6年度の固定資産縦覧帳簿の縦覧と、課税台帳(名寄帳)の閲覧ができます。

- ▶ **期間**
  - 縦覧 4月1日(月)~5月31日(金) (土日祝日を除く)
  - 閲覧 4月1日(月)~ (土日祝日を除く)
- ▶ **時間** 8時30分~17時15分
- ▶ **場所** 役場1階 税務課窓口
- ▶ **その他**
  - 縦覧や閲覧ができる人は、固定資産税納税者などに限られます。
  - 納税者本人以外が申請するときは、本人からの委任状が必要です。
  - 来庁者本人が確認できる運転免許証などの書類が必要です。
- ▶ **縦覧・閲覧の役割**
  - 土地または家屋を所有する納税者は、縦覧帳簿で所有する資産と同一区内にある土地の評価額または家屋の評価額とを、比較することができます(土地のみの所有者は土地についてのみ、家屋のみの所有者は家屋についてのみ縦覧が可能です)。
  - 課税台帳(名寄帳)の閲覧で、所有する固定資産(土地、家屋、償却資産)を確認することができます。

## 国民年金からのお知らせ 令和6年度 学生納付特例の申請受付が始まります

申・問 住民課 国民年金係  
☎ 932-1467 (ダイヤルイン) ☎ 932-1151 (内線116)



20歳になると国民年金保険料を納めなければなりません。所得の少ない学生である場合、納付を猶予する制度(学生納付特例制度)があります。

4月から、令和6年度(令和6年4月~令和7年3月)の申請受付が始まりましたので、希望する人は、手続きをしてください。

### 学生納付特例を申請するメリット

- 1 在学中にけがや病気で障がいが残った際に、障害基礎年金を請求することができます。
  - 2 老齢年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に含まれます。
- ※ただし、免除ではなく、納付を猶予する制度なので、学生納付特例を受けた期間は、将来受け取る年金額には反映されません。年金額を増やしたい場合は、10年間さかのぼって納付することができます。

### ▶ 必要なもの

- 学生証または在学証明書
- 年金番号が分かる書類またはマイナンバーが分かるもの

### ▶ 注意点

- 前年度に申請した人も、毎年申請が必要ですので、必ず申請をしてください。
- 学生納付特例を受けられるかは、前年中の所得を審査して決定します。

過去2年間で申請し忘れた人は、速やかに申請してください。

令和4年度、令和5年度の申請を忘れていた人は、当時学生だったことを証明できるもの(学生証や在学証明書、卒業証書など)を持って、速やかに手続きをしてください。